

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年1月6日付けで発行した手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、1級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、手帳の障害等級を1級に変更することを求めている。

いじめによる対人恐怖、不眠症、偏った食生活と非常に障害が重く、金銭管理や、物事を正確に行うなど、できないことがとても多い。診断書を作成した本件医師も、その状況を反映し、作成したと言っている。

それにもかかわらず、3級という判定がなされたことに対し、ショックを受けている。本件医師も、「3級はありえない」と言っていることもあり、本件処分は違法・不当であると考えている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 5 年 1 2 月 1 8 日	諮問
令和 6 年 1 月 1 6 日	審議（第 8 5 回第 3 部会）
令和 6 年 2 月 7 日	審議（第 8 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45 条 1 項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条 2 項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法 4 5 条 2 項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 6 条 1 項は、同条 3 項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態を別紙 2 の表のとおり規定している。

- (2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 1 2 日健医発第 1 1 3 3 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 1 2 日健医精発第 4 6 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。
- (3) 法 4 5 条 1 項の規定による認定の申請の際に提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 2 3 条 2 項 1 号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載

内容全般に基づき、客観的になされるべきものである。

- (4) 法４５条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法２条８項の自治事務であるところ（法５１条の１３第１項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

２ 本件処分についての検討

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「１ 病名」欄及び「３ 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、精神障害として「自閉スペクトラム症 ＩＣＤコード（Ｆ８４）」を有することが認められる（別紙１・１及び３）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 「自閉スペクトラム症」の機能障害の判定については、判定基準において、「発達障害」として、別紙３のとおり、障害等級ごとに障害の状態が定められており、これに従って障害の程度を判定すべきこととなる。

そして、留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第１とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項２・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の２年間の状態、あるいは、おおむね今後２年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、生来、強いこだわりの持ち主で、小学校では、人の話が聞けず集団の中で空気を读むのが苦手であり、授業中に騒ぎ、忘れ物が目立ち、担任から注意されていたこと、部屋や机が散らかりゴミ屋敷状態だったこと、（職業訓練所）卒業後は自宅に閉居していたが、父親が〇〇で倒れたことで、今後の生活に支障があり令和４年３月に本件医院を初診、W A I S I V（ウェクスラー式知能検査）を行い、自閉スペクトラム症と

診断されたこと、確認強迫・不安が強くワイパックスにて加療中であること、現在の病状・状態像等は、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感、強迫体験）、知能、記憶、学習及び注意の障害（遂行機能障害）及び広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動）がみられ、「確認強迫あり。ゴミ片付けができないなど遂行機能障害、他者とのコミュニケーションに難がある。」と診断されている（別紙１・１ないし５）。

そうすると、請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、発達障害について、対人関係や社会場面では一定の制限を受けており、不安及び不穏、広汎性発達障害関連症状が見られ、遂行機能障害による他者とのコミュニケーションが困難なことにより、社会生活に一定の制限を受けるものの、これらの症状の程度に関する具体的な記載は乏しいことから、請求人の発達障害による主症状が高度であるとまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、判定基準等に照らすと、自閉スペクトラム障害による広汎性発達障害関連症状が「その主症状とその他の精神神経症状が高度なもの」（別紙３）である障害等級１級及び「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」（同）である同２級に該当するとまでは認められず、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」（同）とする同３級に該当すると判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 能力障害（活動制限）の状態の判定については、判定基準において、別紙３のとおり、障害等級ごとに障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「保護的な環境（例えば、病院に入院しているような状態）ではなく、例えば、アパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定するものである」とされている（留意事項３・(1)）。判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の２年間の状態、あるいは、おおむね今後２年間に予想される状態も考慮する」とされ（同・(2)）、その判断は、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・

(3)。

また、能力障害（活動制限）の状態の判定は、診断書の「生活能力の状態」欄等を参考にすることになるとし、そのうち、「日常生活能力の判定」欄の各項目について、「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があればできる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害（活動制限）の程度は低くなり、その障害の程度の総合判定に当たっては、「日常生活能力の判定」欄の各項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要があるとされている（留意事項3・(5)）。

さらに、精神障害の程度の判定に当たっては、診断書のその他の記載内容も参考にして、総合的に判定するものであるとしつつ、診断書6・(3)の「日常生活能力の程度」欄の各記載から考えられる能力障害（活動制限）の程度について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」であれば、障害等級はおおむね1級程度、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」であれば、障害等級はおおむね2級程度、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」であれば、障害等級はおおむね3級程度と考えられるとしている（同・(6)）。

なお、おおむね1級程度とされる「日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないし完全な問題があり、「常に援助がなければ、自ら行い得ない」程度のものを言い、おおむね2級程度とされる「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があり、「必要な時には援助を受けなければならない」程度のものを言い、おおむね3級程度とされる「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは、活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のものを言うとしている（同）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人については、生活能力の状態のうち、日常生活能力の程度は、留意事項３・(6)において「おおむね１級程度」とされる「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」と診断され、具体的程度、状態等として、「生活全般に支障が見られる。自閉的で孤立しがち。支援がなければ生活が立ち行かない。」とされている(同・7)。

しかし、日常生活能力の判定は、８項目中、能力障害(活動制限)の程度が最も高いとされる「できない」に該当する項目が保清及び危機対応に係る事項を含む４項目とされているが、次に高いとされる「援助があればできる」が金銭管理に係る事項を含む２項目、三番目に高いとされる「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」が食事に係る事項を含む２項目と診断され(別紙１・６・(2))、少なくとも、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度にあるということとはできない。

また、日常生活全般において必要とされる援助の種類(助言、指導、介助等)及び程度については、居宅介護(ホームヘルプ)の障害福祉等サービスを利用しているものの、居宅介護の支援内容についての具体的な記載が見られず、請求人は、自閉的で孤立しがちではあるものの、在宅で単身生活できているということが出来る(別紙１・３、６・(1)、７ないし９)。

そして、このような請求人の生活の状況に加え、上記(2)の精神疾患(機能障害)の状態をも考慮すれば、請求人の能力障害(活動制限)の状態は、就労など社会生活においては、一定の制限を受けるため援助が望まれるが、日常生活においては、食事は「自発的にできるが援助が必要」なこと、在宅で単身生活できていること、居宅介護の支援内容に関する具体的記載がないことから、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければならない程度」(上記ア)にあるとまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の能力障害(活動制限)の状態については、判定基準等に照らすと、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を

受けており、時に応じて援助を必要とする」程度（同）として障害等級２級に該当するとまでは認められず、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」程度（同）として同３級に該当すると判断するのが相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（別紙２）として障害等級２級に至っていると認めることはできず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（同）として障害等級３級に該当すると判定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は上記第３のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、上記１・(3)のとおり、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級３級に該当すると判定するのが相当であるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙１ないし別紙３（略）